

第3回 津山市下水道事業検討審議会

開催日時	令和4年7月8日（金）10：00～11：05
開催場所	津山市役所 第4委員会室
出席者	委員：6名（7名：1名代理出席、在任委員数8名） 市職員：6名
傍聴者	2名
議事	全体計画区域（見直し案）について
議事次第	1. 開会 （1）開会挨拶 2. 議事 （1）公開・非公開の採決 （2）全体計画区域（見直し案）について （3）その他 3. その他 4. 閉会

【1. 開会】

（1）開会挨拶

都市建設部長：挨拶

会長：挨拶

事務局：第2回審議会での質問に対する回答を資料3により説明

※質問等なし

【2. 議事】

（1）公開・非公開の採決

事務局 本日の会議は、全体計画区域見直しの原案についてでございます。

今回の会議の内容につきましても、津山市公開条例第7条各号に掲げる不開示情報に該当しているものはなく、公開すべきと考えています。以上です。

会長 本日の会議内容については、津山市情報公開条例第7条各号に掲げる情報には該当しておらず、会議を公開すべきと考えます。つきましては、本日の審議会を公開とし、傍聴を許可することとしてよろしいでしょうか。

《委員から「異議なし」との発言有り》

会長 それでは、本日の審議会は公開とし、傍聴者の入室を許可します。

(2) 全体計画区域（見直し案）について

事務局：資料により説明

【質疑応答】

会 長　　まずは資料等について、確認、質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。

委 員　　別紙 2・6、久米地域の坪井地内は、かなり人口が密集していると思うんですが、出雲街道が通っていて、道路の脇には民家が 300m 程ずっと連なっています。

事務局　　A4 横資料 1-2 3 頁をご覧ください。重ねての説明になりますが、下水道を整備した場合：管渠の整備費と維持管理費、処理場の整備費、と個別処理の場合：浄化槽の整備費と維持管理費を、2040 年の人口推計を基に比較した結果、坪井は浄化槽を設置した方が経済的に有利となったためです。

委 員　　下水道は、若い人のいないところ、年寄りが多いところは通ってもいない人が多い。一概に繋げとも言えないところがある。一昨日、支部長会議があって、坪井下の支部長さんに聞いたら、下水道がいないと言う人が結構多いという意見もありました。

事務局　　下水道があまりいないというご意見があったということですか？

委 員　　本管を整備しても、接続するところが少ないというようなことを言われていました。

会 長　　事務局としては、ご意見としてうかがうということでもいいですか。

事務局　　事務局としましては、個別処理が有利という判定が出ていますので、現在の案としましては、下水道でなく、合併浄化槽の整備で進めていきたいと思っているエリアでございます。

会 長　　下水道があっても繋がらないと言われる人が多い地域は、個別処理で対応をしていくということですか？

事務局　　やはり、繋いでいただかないと、下水道としての意味がありませんので、繋いでいただけたところに下水を整備していきたいと思っています。

会 長　　確認なんですが、A4 の横資料 7 頁 1-6 検討事項② 700ha とありましたが、何億円の削減になるのか聞き取れなかったのです。

事務局　　別紙 1 から 3 の赤い地域で緑で囲われていない地域が外れるんですが、約 700ha で、事業費としては約 160 億円が今回対象から外れることになります。

会 長　これが削減対象になっているということですね。（A4の横資料7頁1-6検討事項②土地区画整理事業実施地区）（土地区画整理事業実施地区が）居住誘導区域に①から⑦まで設定されていて、⑧津山駅南側が追加されているのは、行政的なプランがあつての話という理解でよろしいでしょうか？

事務局　土地区画整理事業地区は、そこに住むことを目的として、整備していますので、その部分については、居住誘導区域から外れている箇所についても、全体計画には入っていた方がよいと考えています。

会 長　この辺は、市が整備されている“まなびの鉄道館”もある区域ということでしょうか？

事務局　そうです。

会 長　他に資料でご確認されたい事柄はございませんでしょうか？

委 員　私は、居住誘導区域の会議にも出ていました。津山駅南側から南の地域が居住誘導区域から外れたのは、水害の際に床下浸水が多い地域ということで、そういう地域を居住誘導区域にいかがなものかなものかということで外れた記憶があります。

一方・井口・大谷の周辺（JR津山線南側）が居住誘導区域から外れているために、（全体計画区域から）外れるようになっていますが、現実的には、ここは、たくさん家が建っているし、新しい家も建っている地域です。私も住宅の設計の仕事をしていますので、ここら辺で家を何軒も設計しています。津山駅といったら、昔の津山の玄関口、津山駅からも距離はそこまでない地域にも関わらず、ここが下水道（全体計画区域）に入っていないのはいかがなものか。田んぼなどは全然なく、全部住宅地で、中央公民館とかもありますし、そういう地域に下水道が入らないというのは、津山市の中心部でありながらどうなのかなと感じています。

事務局　今回、居住誘導区域で縛りをかけさせていただいたのが1点、また駅南への整備が遅れ気味であつて、ある程度整備に時間がかかることもあり、全体計画から今回は外れる案にしています。委員の先ほどの意見もありますので、そこについても、検討する余地があると思っています。

会 長　何か他にご意見等がございますか？

委 員　今回、見直しということで、約700ha、かなり減少するとのことですが、前にも聞いたと思いますが、合併処理浄化槽は5人槽、7人槽などがありますが、市の補助金はどれくらいですか？

事務局　大体5人槽は35万円、7人槽は44万円、10人槽は58万円となり、これが、補助の基本額となっています。

委員 見直してあるわけですが、縮小した場合、下水がもう行きませんよね？そういう場合に、合併浄化槽を個人とする場合に、もう少し補助率を上げるという方法はないですか？

事務局 先ほどは、国庫の補助事業で国・県・市で3分の1ずつ負担しています合併処理浄化槽の補助金の基本額を申し上げましたが、津山市の単市の事業費として、5人槽につきましては10万円、7人槽、10人槽につきましては15万円を上乗せして補助金を出している状況です。当然、今回全体計画区域から外れるものについても、単市の上乗せ分をお出しすることになります。

委員 今、7人槽で44万プラス15万という話がでましたが、先ほど160億円ほど減になりますとの話が出てましたが、減になるということは、財政と市民の生活のことを考えると、特に見直しにより外れるところは、上乗せ部分を少しでも上げる方法を考えてほしいと思います。検討の余地をよろしくお願ひしたい。

事務局 委員さんの貴重な意見として承っていきたいと思います。

事務局 予算が絡むことですので、ここでお約束ということはできませんが、担当課としては、要望し、なるべくご意見に沿うようなかたちが取れればと思います。

会長 制度上、上乗せするというのは、市がその予算付けができれば、できるということですね？

事務局 国県市の基本額は変えることができませんので、それ以上のものを出すのは、単市の予算で考えていくということでやっていますので、今の10万、15万という上乗せ額をもう少し増やしていくという方法を考えてみたいと思います。

委員 財政の方に厳しく言われると思いますが、市民の目線に立って、下水道が来ると思っていたが、来なくなった場合は合併処理浄化槽をしないといけないので、大変でしょうが、もう少しその辺をよろしくお願ひしたいと思います。

委員 合併処理浄化槽は一度設置したらずっと使えるのではなくて、老朽化しますので、20年ぐらいで埋め替えの必要性も出てきます。合併処理浄化槽の埋め替えには、補助金が出ないと、昨年ぐらいから聞いているんですが、埋め替えの時の補助金が出ないというのは、どうなのかと思います。

事務局 合併処理浄化槽の補助金は、国庫の事業としてやっていますので、その事業として埋め替えを対象にできるかどうかは、この先、市の方で決めれないと思いますが、この先の課題として考えていきたいと思っています。

会 長 合併処理浄化槽の処理施設を設置するのに補助金を付けますよと言っても、20年後、埋め替えをする際は、やはり、同じくらいかかるわけですよね？そこについて事務局どうですか？

国庫の補助金にはそのあたりは含まれていないということですね？

事務局 数年前に考え方が変わって、以前は埋め替えにも補助が出ていたと思いますが、普及人口の増加に繋がらないものは、補助の対象にならないという考え方が出てきていまして、今後どう変わるかは何とも申し上げられませんが、市として何らかできることがないかこの先も課題として考えていきたいと思います。

事務局 合併処理浄化槽普及促進協議会がございまして、その会議に出席することがあります。合併処理浄化槽は永久のものでもなくて、更新が必要になってくると承知しています。おそらく、他の自治体も同じような課題といいますか、そういう思いは持っておられると思います。まずはその普及促進協議会という会議体で提案や意見を上げていきたいと思います。

委 員 一方・井口・大谷の周辺（JR 津山線南側）は住宅密集地になってて、ついそこまでは下水道が入るのに、うちからは入らないというのは、市民目線で考えたら、不満の声がすごく出てくると思います。

私たちみたいなポツンポツンの家だったら、すでに浄化槽をしていますが、今の話を聞いていたら永久的なものでなく、40歳・50歳で家を建てて、そのときは若い人もいましたが、若い人は出てしまっって、大きな浄化槽のままで、今は二人暮らしです。維持費・管理費はそのまま必要なわけだから、合併処理浄化槽の工事の仕直しとなれば、この先どうなるんだろうと思うと、不安がこみ上げてきました、いろんな課題があると思いました。

委 員 少し前までは単独槽が主流だった時代があって、単独処理浄化槽の方が、合併処理浄化槽に替える時期がきています。単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に替えるのは補助金が出るんですよね？ただ、単独処理浄化槽はし尿しか処理をしないけれども、合併処理浄化槽にしても下水にしても全部処理するということは、個人負担の敷地内の工事費が結構かかります。特に住宅密集地はどこを掘ったらいいのかというぐらい敷地がないんです。

それと、30年ぐらい前は合併処理浄化槽の算定人数が違っていて、2人しか住んでいなくても大きな家では10人槽を埋めています。今は前よりは緩和されています。10人も住んでいる家はないですから。今は、新しい家は、ほとんど5人槽ですけれども。

事務局 昔は面積だけで算定していますので、5人しか住んでいなくても10人槽というのがありました。法律上そういう決まりでしたので、やらざるを得ませんでした。今も面積算定ですが、普通の家であればどんなに面積が広くても7人槽が最高で、2世帯住宅以上、お風呂とトイレと台所が2組ずつ以上であれば10人槽というのがあるんですが、2人しか住んでいないのに10人槽というのは無駄ではないのかということで、算定の方式が変わったと聞いています。

会 長 土地いっぱい建っている家とかは、どうやって掘るんですか？

委 員 それは本当に困って、車庫の中やカーポートに埋めたりとか、敷地が狭くて裏にしか埋めれないところは、家を建て替える場合はいいんですが、重機が入らないんです。

会 長 奥に入ってしまったものは、入れ替える時はどうするんですか？

委 員 重機が入らないので無理です。合併処理浄化槽は2メートル以上掘らなければならないので、手掘りでは無理です。小型の重機でも掘れません。

会 長 素人の意見ですが、市道など、道に設置したりということはないんですか？

事務局 占用許可がでないと思います。

会 長 だから、単純に下水道が来なくなったので、合併処理浄化槽の区域に替えたらいよいよとっても大変な地域のあるよということですね。だから、密集地のところは下水道区域を残された方がいいのではないかということですね。

先ほど意見として出ていた、一方、井口、大谷の辺りの人口密集地は今回外れるのはどうなのかという意見が出ていますが、今のような観点で判定基準を見直す余地はあるんでしょうか？

事務局 今回、提案させていただいています見直しの区域は、何か明確な線を引き提案させていただくために、主に居住誘導区域というかたちで提案させていただいていますが、これが最終決定とは事務局も思っておりません。今のようにいろんなご意見をいただく中で、最終的な案を作成できたらと思っていますので、ご意見がございましたら言っていただきたいと思います。

会 長 住宅建築を手掛けられている方から見て、住宅密集地なんだけど外れてるところは結構ありますか。

事務局 本当は、小田中とか二宮、院庄の辺はあるなあと思いますが、小田中は丘陵地で浄化槽を掘るところがないほど狭くはないかなと、やはりびっしり家があると思うのは、大谷、井口あたりです。

委員 確かに、大谷、井口、まわりだったら、さっき言うておられたように、なんで隣まで（下水道が）来ているのに、うちの家は来ないのだろうかという話ができる可能性があると思います。このあたりは土地にぎりぎりに家が建っているところが多いように思います。

会長 都市計画的には、さっき言われた床下浸水の問題とかで（居住誘導区域から）外れたという理解でいいんですね。

委員 そうだった覚えがあります。居住誘導区域を決める際に、平成10年の大水害があったときにこの辺は浸水被害があった、よく浸かる地区なんです、そういう地域を居住誘導区域にするのはどうかという意見が出て外したと覚えています。

事務局 ちなみにこの場所は平成10年で浸水した地域です。その後、この山際が、土石流の特別警戒区域、レッドゾーンにも指定されています。砂防堰堤という土石流を防ぐ工事もかなり行われています。

会長 市としては、そこの地域は危険性もあるので居住の誘導はできないが、既にんでいる人の生活をどうするか、切り分けて考えた方がいいのかもしれない。

委員 今までの議論に関係するかもしれませんが、別紙4に関係しますが、言葉の確認で用途地域をもう少し説明していただけないでしょうか？

事務局 用途地域は、都市計画法に基づき指定されている地域地区になりますが、都市機能と都市の環境の維持増進を図るために、住居・商業・工業の大枠としての土地利用を定めたものです。

委員 ということは今後津山市の中核となっていくような土地ということですか？先ほどから質問が出ている、一方、井口、大谷というのは、別紙4の色が付いている部分で青い線から外れている部分が相当するということですね。みなさんの意見と私も同じで、用途地域は重要な地域で、今後インフラ整備が必要だと思うんですが、今回外れるということで、いろいろご意見が出てますが、私の方からも、今後慎重に検討をしていった方がいいと感じます。

そのことにも関連しますが、今回の計画で外れてしまったところは、今後、下水道整備地区に戻る可能性はあるのでしょうか？

事務局 基本的には一度外してしまった地域を再度全体計画区域に戻すというのは、よほどの土地利用の変化がないと難しいと思っています。

委員 やはりそうだと思います。私も用途地域については、もう少し慎重に議論を進めていけたらいいと思っています。

会 長 見直しを行うのは、都市計画的には10年とかのスパンでされてたと思うんですが、これをもう少し短くし、議論を重ねながら見直していくことは可能なのでしょうか？

事務局 先ほど委員からもご意見をちょうだいいたしました。説明の中でも申し上げましたように現在は居住誘導区域により概ね全体計画区域の見直しを行っていますが、皆様からもご指摘がありましたように、用途地域に指定されている地区におきましてもかなりの範囲が縮小されている状況になっていますので、貴重なご意見と捉えていますので、持ち帰って検討してみたいと思います。会長が言われたように、約10年前に全体計画の見直しを行っております。このスパンにつきましては、社会情勢の変化もありますので、必ずしも10年というわけではなく、状況を見ながら、例えば5、6年で、計画の確認、チェックを行い、必要に応じて、見直しを行っていくことがよいのではないかと思います。

会 長 事業認可区域の整備は進めていくんですね？

事務局 事業認可区域は下水道で進めていくところがございますので、進めていきたいと思っています。

会 長 今回、赤で見直しをかけているところも、今後は慎重な議論のなかで見直して、減らしていくという考え方もできるということですか？

事務局 全体計画を段階的に検討していくというのも、大変貴重なご意見として捉えています。

会 長 一方で市としては、一旦、整備対象としてしまうと、いつまでも整備するという前提で予算などを考えていかないといけないでしょうから、どこまでを維持管理していくかと将来設計しておかないと不都合がでると思います。

事務局 具体的には面積が決まりますと、整備するための費用と維持管理をしていく費用と両方を合わせて、財政計画を考えていかなければなりません。独立採算の企業会計の制度を採用していますので、経営の健全化強化を図る上でも、財政計画をきちっと立てて、今後の見通しを立てていく必要があります。

会 長 その辺をうまくバランスを取りながらいかないといろしくないと思います。久米とか勝北はまだ議論にでてませんが、いかがでしょうか？

委 員 勝北の場合を言いますと、別紙3の今回外れる箇所の地元の調整は、うまくしていただけますか。

事務局 当然、地元の方には、説明させていただこうと思っています。その意見を踏まえた上での最終的な案になると思っています。

会 長 地元の方からすると、全く手が付かないというわけではなくて、補助を受けながら個別（合併浄化槽）の整備をしていくということですね。

個別と集合のどちらが有利か不利かという、採算分岐点の均衡点は、本当は集合の方がいいというところも、工事費、インフラ整備のことを考えると、個別で対応の方がより迅速に普及が進むのではないかというのが下水道課の考えている方針ということですね。

委 員 これで見直しを進めて一旦外れたところをまた復活させるのは難しいとのことですが、人口が増えたり減ったり、いろいろな状況判断が考えられるので、なるべく下水道がいくようなかたちで、また、検討審議会を開いてもらいたいと思いません。10年でなく、5年とか6年で判断をしてもらいたいと要望します。

会 長 議論として挙げたのが、補助金額についての見直しのことが議論としてでました。地域の見直しについては、再検討してもらいたい地域と、もう少し時間をかけて議論していただいたらどうかということ、見直しのスパンの観点。一方では市への維持管理に係るコストも計算しながら、市民負担がトータルとしてはいいバランスになるようなかたちでの議論というのを進めていきたいという意見がでたということでまとめたいと思います。

会 長 他にご質問、ご意見が無いようでしたら、事務局には本日の審議で出た意見を踏まえて、次回の審議会において、検討した結果の報告、提案をお願いしたいと思います。

(3) その他 特になし

【3. その他】

次回開催について

事務局 8月5日(金)午前10:00開催を考えている。

<了承される>

【4. 閉会】